

Hello Corner News

ハロ-コーナーニュース



日本語・中文

No. 288

発行：埼玉県上尾市市民協働推進課

s53000@city.ageo.lg.jp

2018年1月

「你好窗口」的服务和「你好消息」的发行都是由上尾市市民协働推进课负责监督管理

平成29年分所得税の還付申告

源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といいます。

主に次のような場合に還付申告できます。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)
- ・追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある
- ・一定額以上の医療費を支出した
- ・一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローン

がある

申告に必要なもの

- ・平成29年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - ・印鑑
 - ・還付金を受け取る口座の通帳(申告者名義)
 - ・マイナンバーと本人確認ができる書類(在留カード、運転免許証など)
 - ・配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)
- その他申告に必要な書類については、上尾税務署に

お問い合わせください。

還付申告の臨時受付会場が、下記のように開設されます。

JR高崎線の西側に住む人

2月7日(水)・8日(木) 午前9時15分～午後3時

コミュニティセンター

JR高崎線の東側に住む人

2月15日(木) 午前9時15分～午後3時

文化センター

→ 上尾税務署(西門前 577)

Tel. 770-1800 (自動音声案内)



平成29年所得税の退还申請

源泉徴収(預扣)の所得税如果超出应缴纳的所得税金额,通过申请超出支付的金额将被退还。这种申请称为「還付申告(退税申请)」。

主要在以下情况下可以办理退还手续。

- ・中途辞职,由于没有办理退还手续(公司工作的人)。
- ・有追加所得扣除(社会保险费扣除,生命保险费扣除等)。
- ・支付过高额医疗费。
- ・购买住宅,正在支付住宅贷款。

请携带下记物品办理申请手续

- ・平成29年工资所得・养老金等源泉征收票(原物)
- ・印章
- ・可以领取退税金的银行账户(申请者名义)
- ・个人编号及可以确认本人的文件(在留卡,驾驶执照等)
- ・配偶的源泉征收票(如果配偶有收入的人)其他扣除所需的文件,请向上尾税务署询问。

设有几个临时会场如下

住在JR高崎线西边的人

2月7日(星期三)・8日(星期四) 上午9点15分～下午3点 コミュニティセンター

住在JR高崎线东边的人

2月15日(星期四) 上午9点15分～下午3点 文化中心
→ 上尾税務署(西門前577)

Tel. 770-1800 (自动音声引导)



多言語生活情報アプリ

自治体国際化協会（CLAIR／クレア）では、外国人
住民が日本で生活するための情報を14言語で掲載
したiOS/Androidアプリ「多言語生活情報 Japan Life
Guide」を無料で提供します。日々の生活や災害時に
役立つガイドとしてご利用ください。

アプリの機能

- ・「在留資格」、「住まい」、「教育」、「医療」など生活に必要な情報を、17項目にわたり14言語でわかりやすく説明
- ・日本国内で震度5以上の地震が発生したときに配信される緊急地震速報を14言語で表示

14言語で提供

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、日本語（ふりがな付き）、やさしいにほんご

→ CLAIR多文化共生部

Tel. 03-5213-1725



自転車安全利用五則

- 1. 自転車は車道が原則、歩道は例外**
自転車は、道路交通法上の車両の一種です。
ただし、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、障害のある人は、自転車で歩道を通行できません。
また、「自転車および歩行者専用」の標識がある場合や状況的にやむを得ない場合は、歩道を通行できます。
- 2. 車道は左側を通行**
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
自転車は歩道ではすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- 4. 安全ルールを守る**
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止・安全確認
 - ・傘差し、イヤホン、ヘッドホン、携帯電話の使用禁止



多言語生活情報软件

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）免费发布
ios/Android 软件「多言語生活情報 Japan Life
Guide」用多达 14 种语言向外国人居民提供在日本生活
所必要的信息。请在日常生活和发生自然灾害时有效地
利用。

软件功能

- ・使用 14 种语言对「居留资格」「住居」「教育」「医疗」等必要的生活信息共计 17 项进行通俗易懂的说明。
- ・用 14 种语言显示日本国内发生烈度为 5 级或 5 级以上的地震时所发送的紧急地震速报。

用 14 语言提供

英语，中文，韩语，西班牙语，葡萄牙语，菲律宾语，越南语，印尼语，泰语，德语，法语，俄语，日语（标注假名），简明日语

→ CLAIR多文化共生部

TEL: 03-5213-1725

使用浏览器访问 <http://www.clair.or.jp/tagengo/>

Ios:App Store

Android:Google Play

搜索“多言語生活情報“，”Japan Life Guide“



自行车安全利用 5 个规则

- 1. 原则上自行车得在车道上行走，人行道为例外场合**
自行车在道路交通法上为车辆的一种。但是未满 13 岁的儿童，70 岁以上的高龄者和障碍者可以在人行道上行走。另外有「自転車および歩行者専用（自行车及歩行者専用）」标识的道路或在不得已的情况下可以在人行道上行走。
- 2. 边行走在车道的左**
- 3. 在人行道行走时必需让歩行者优先，在靠近车道的一边慢行**
在人行道行走时必需保持可以马上停车的速度，妨碍到歩行者时必需暂时停车。
- 4. 遵守安全规则**
 - ・禁止酒后骑车，骑车载人，两辆自行车横排并行。
 - ・在夜间要开灯。
 - ・在十字路口要遵守交通信号，暂停，确认安全。
 - ・禁止打伞，装听各种耳机及使用手机。



5. 子どもはヘルメットを着用

保護者は13歳未満の子どもへのヘルメット着用を努めましょう。

運転者が16歳以上で同乗者が6歳未満の子どもの場合、一定の条件を満たすと、二人または三人で乗ることが出来ます。



5. 小孩必需戴安全帽

家长必需让未满13岁的孩子戴安全帽。

*16岁以上的人骑自行车时若具备一定条件就可以载1个或2个6岁未满的儿童。



自転車事故保険

自転車事故の加害者に対し、高額の賠償金が請求されるケースが増えています。平成25年7月の神戸地方裁判所では、9,521万円の高額賠償の判決が言い渡されました。こうした状況の中、埼玉県は条例を改正し、平成30年4月1日から、県内で自転車を利用する場合に自転車損害保険などへの加入が義務となります。未成年者が自転車を利用する場合は、保護者が加入しなくてはなりません。

事故を起こさないように運転するのは当然ですが、万一の賠償に備えて、4月の義務化前でも自転車損害保険などに加入しましょう。自動車保険などの特約として契約できる場合もありますので、補償内容を比較して自分に合った保険に加入してください。

国民年金

日本国内に住む全ての人は、国籍に関わらず、20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)に加入することになっています。

日本年金機構から送られる届出書に必要事項を記入して、保険年金課(市役所1階)または各支所・出張所で手続きしてください。後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。保険料は月額16,490円(平成29年度)です。保険料が納められない場合には、「学生納付特例制度」や「免除制度」、「納付猶予制度」がありますので相談してください。

→ 保険年金課

Tel. 775-5137

Fax 775-9827



自転車事故的保険

最近自転車事故増加、而且对加害者要求巨额赔款的案件也随着增加。平成25年7月在神戸地方法院下了9521万日元的高额赔偿的判决。在这种情况下，埼玉县政府改正条例从平成30年4月1日起在县内骑自行车时有义务必需加入自行车损失保险。未成年者骑自行车时必需由家长加入。

骑自行车时当然避免发生事故，为了准备万一发生事故被要求赔款，建议您加入损失保险。加入汽车保险时有的也可以追加自行车保险。请比较保障内容后选择最合适的保险。

国民年金

居住于日本的所有的人，不论国籍，除了公司职员・公务员及被抚养配偶者以外，凡是年满20岁者，必须加入国民年金(第1号被保险者)。

日本年金机构会邮寄给20岁的对象者申报书，领取后填写必要事项，请到保险年金课(市役所1楼)或各支所出張所办理手续。之后日本年金机构会将年金手冊和缴纳书邮寄给您。保险费为每月16490日元(平成29年度)。如果缴不了保险费时，可以利用「学生纳付特例制度」「免除制度」和「纳付犹予制度」，详细情况请询问保险年金课。

→ 保险年金課

Tel. 775-5137/Fax 775-9827

にほんごきょうしつ
日本語教室

にほんごきょうしつ
＜AGA日本語教室＞（マンツーマン形式）
かようきょうしつ
火曜教室

とき：1月9日～3月6日
午前10時～11時30分

ところ：コミュニティセンター
水曜教室

とき：1月10日～3月7日
午後7時～8時30分

ところ：上尾公民館

費用は、個人年会費として2,000円。申し込みは、各会場で直接受け付けます。または、ファックス・メールで市国際交流協会（AGA）事務局へ。

→ AGA事務局 Tel. 780-2468 / Fax 775-0007

office@aga-world.com

はらいちにほんごきょうしつ
＜原市日本語教室＞（マンツーマン形式）

とき：1月12日～3月16日の毎週金曜日
午後7時～9時

ところ：原市公民館

対象：市内に在住か在勤の外国籍の方

人数：20人

費用：無料

申込み：伊藤さんへ Tel. 090-1699-3123



学日语讲座

＜AGA学日语讲座＞（一对一形式）

周二教室

日期：1月9日～3月6日
上午10点～11点30分

地点：コミュニティセンター

周三教室

日期：1月10日～3月7日
晚上7点～8点30分

地点：上尾公民館

費用：2000日元（1年的个人会费）

报名：在每会场可以直接受理报名，或在市国际交流协会（AGA）事務局用传真・电子邮件也受理报名。

→ AGA事務局 Tel. 780-2468 / Fax 775-0007

office@aga-world.com

＜原市学日语讲座＞（一对一形式）

日期：1月12日～3月16日的每周五
晚上7点～9点

地点：原市公民館

对象：在市内居住或工作的外籍市民

人数：20人

費用：免费

报名：请向伊藤女士联系。Tel 090-1699-3123



「ハローコーナー」は外国人市民のための相談窓口です。

時間：毎週月曜日 午前9時～12時 英語／スペイン語
午後1時～4時 スペイン語／中国語／ポルトガル語

場所：上尾市役所第3別館1階（市役所の向かいの建物です）

電話番号：048-775-5111（代表）＊交換手に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「ハローコーナーニュース」は、市内のイベントや生活情報をお知らせする外国人市民のための情報紙です。

上尾市のホームページ（<http://www.city.ageo.lg.jp/>）でも見られますが、ご希望の方には郵送します（市内にお住まいの方のみ）。詳しくは、上尾市役所 市民協働推進課まで。

電話：048-775-4597 / ファックス：048-775-0007 / 電子メール：s53000@city.ageo.lg.jp

「你好窗口」是专为外籍市民开设的免费外语咨询服务、严守秘密。

开设时间：每星期一上午9点～12点 西班牙语・英语

下午1点～4点 西班牙语・汉语・葡萄牙语

开设地点：上尾市役所别馆1楼（在市役所对面）

电话号码：048-775-5111（总机）＊请向交换台说「ハローコーナーお願いします」

「你好消息」是为在上尾市居住的外籍市民发行的免费月刊、提供市内的各种活动及生活信息。您可以随时在上尾市网站查询・阅览。（<http://www.city.ageo.lg.jp/>）对于居住在市内的市民、除了上网阅览以外、我们向您还可以免费邮寄给「你好消息」。

→ 上尾市民协动推进课 tel.048-775-4597/fax 048-775-0007/email s53000@city.ageo.lg.jp